

瀬戸市型下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瀬戸市型下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を、公共下水道用マンホール蓋の作成以外の目的で使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、本市の下水道に対する理解及び関心を高め、イメージの向上に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(デザインの権利)

第3条 デザインに関する一切の権利は、瀬戸市（以下「市」という。）に属する。

2 市以外のものが、デザインについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をすることは認めないものとする。

(使用の承認申請)

第4条 デザインの使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ瀬戸市型下水道用マンホール蓋デザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該デザインの使用の申請を省略することができる。この場合において、デザインを使用する者は事前に市と協議をし、デザインの使用の了承を得るものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）が教育目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認めたとき。

（使用承認）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、瀬戸市型下水道用マンホール蓋デザイン使用（変更）承認通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは、瀬戸市型下水道用マンホール蓋デザイン使用（変更）不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用期間）

第6条 デザインを使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、デザインの使用を開始する日の属する年度の翌年度の3月末日までを限度とする。

2 使用期間満了後引き続きデザインの使用を希望するときは、使用期間満了前までに再度第4条第1項の規定による申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

（使用料）

第7条 デザインの使用料は、無料とする。

（使用承認の制限）

第8条 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 宗教的、思想的又は政治的な要素を有しているおそれがあるとき。
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれがあるとき。
- (4) 市の下水道のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に不適當であると認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第9条 デザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインの使用の承認を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 当該使用の承認に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は転貸しないこと。
- (3) 第5条第2項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) デザインを使用する物品等の製作を第三者に委託する場合は、当該委託を受けた者がこの要綱の規定に違反することがないように管理監督すること。

2 使用者は、デザインの使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインに文字又は数字を挿入しないこと。
- (2) デザインの形状の全部又は一部を変更しないこと。
- (3) デザインの反転又は縦横の比率の変更をしないこと。
- (4) 使用する色は白黒を基本とすること。ただし、デザインのイメージを損なわない範囲で、使用する色を変更することができる。

(製作物の報告)

第10条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成したときは、速やかに完成した製作物を市長に提出しなければならない。ただし、製作物

の提出が困難であるときは、その形状等が分かる写真等の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用承認の変更等)

第11条 使用者は、第5条第1項の規定による承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ瀬戸市型下水道用マンホール蓋デザイン使用承認変更申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条及び第8条の規定は、前項の規定による申請を承認又は不承認とする場合において準用する。

3 第1項の規定による内容の変更後の使用期間は、内容の変更前の使用期間と変わらないものとする。

(使用承認の取消し等)

第12条 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認(前条の変更の承認をしたときは、当該変更の承認を含む。)を取り消すものとし、瀬戸市型下水道用マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書(第5号様式)により、使用者に通知するものとする。

(1) 第8条各号のいずれかに該当している事由が判明したとき又は第9条に規定する遵守事項に違反していると認められるとき。

(2) 虚偽の申請により使用の承認を受けたと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めるとき。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る製作物をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 市長は、承認を取り消された者に対してデザインを使用した製作物の回収を求めることができる。

4 デザインの使用承認を取り消した場合において使用者に損害が生じて

も、市は一切の責任を負わない。

(承認を受けないで使用した場合の措置)

第13条 市長は、承認を受けないでデザインを使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止及び製作物の回収を求めるものとする。

2 前項の場合において、市に損害が生じたときは、市はこれによって生じた損害の賠償を請求するものとする。

(損害賠償等)

第14条 第12条第4項に規定するもののほか、市は、デザインの使用に係る損害賠償等一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインを使用した製作物の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、使用者の責任において解決するものとする。

3 使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

(第三者に対する承認)

第15条 市長は、使用者に係る作成した物品と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者から第4条及び第11条に規定する申請があったときは、当該申請に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は、当該承認について異議を申し出ることはできない。

(庶務)

第16条 デザインに関する庶務は、都市整備部下水道課において行う。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別図【第 2 条関係】

